

アプリ通帳（通帳レス）に係る特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、おかしんアプリ（以下、「本アプリ」といいます。）におけるアプリ通帳（通帳レス）の機能（以下、「アプリ通帳」といいます。）に適用されます。
- (2) この特約は、各種預金規定およびおかしんアプリ利用規約（以下、「原規定等」といいます。）の一部を構成するとともに原規定等と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定等が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは原規定等の定義によります。

2. (アプリ通帳口座)

- (1) アプリ通帳口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳や預金取引明細表等の発行に代えて本アプリの利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座（総合口座）をいいます。
- (2) 普通預金口座（総合口座）の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する口座（以下、「紙通帳口座」といいます。）のほか、アプリ通帳口座を選択できるものとします。
- (3) アプリ通帳口座は、キャッシュカードの発行および本アプリへ対象となる普通預金口座（総合口座）の登録を必須とします。
- (4) アプリ通帳口座を第三者に対し、利用させることはできません。

3. (取扱店の範囲)

- (1) アプリ通帳口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、アプリ通帳口座は、当該口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) アプリ通帳口座の入出金明細は、本アプリによりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (紙通帳口座からアプリ通帳口座への切替え)

- (1) 紙通帳口座からアプリ通帳口座への切替えは、本アプリにより切り替えることができます。
- (2) 紙通帳口座をアプリ通帳口座へ切替えた場合、紙通帳口座の通帳はアプリ通帳口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で紙通帳に記帳されていない入出金明細は、紙通帳に記帳いたしません。当該入出金明細のうち切替日前日以前のは切替日の翌々日から、アプリ通帳で確認することができます。なお、切替前に紙通帳に記帳されている入出金明細については、アプリ通帳でご確認いただけま

せん。

- (4) 紙通帳口座からアプリ通帳口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、アプリ通帳でご確認いただけます。

6. (アプリ通帳口座から紙通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、アプリ通帳口座から紙通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) アプリ通帳口座を本アプリから削除した場合、または各種事情により本サービスをご利用できない場合は、紙通帳口座への切替えが必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、紙通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

店頭でアプリ通帳口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、当該口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭において、アプリ通帳口座の払戻しをするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、当該口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示、またはお届け印の提出等のお手続きを求められる場合があります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (アプリ通帳口座の解約)

- (1) アプリ通帳口座を解約する場合には、当金庫所定の書類の提出のほか、当該口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) アプリ通帳口座を解約した時点で、本アプリでは当該口座の入出金明細の確認ができなくなります。

10. (免責事項)

アプリ通帳の利用によって、お客さまに損害が生じた場合であっても、その原因の如何にかかわらず、当金庫およびサービス提供事業者は一切の責任を負いません。ただし、当金庫またはサービス提供事業者が故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

11. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2023年1月18日現在)